

岩手県監査委員告示第39号

行政監査及び定期監査の結果の公表（令和4年岩手県監査委員告示第31号）により公表した監査の結果に対する措置について、地方自治法（昭和22年法律第67号）第199条第14項の規定により岩手県医療局長から通知があったので、同項の規定により、次のとおり公表する。

令和4年10月7日

岩手県監査委員 岩 淵 誠
岩手県監査委員 佐々木 茂 光
岩手県監査委員 五 味 克 仁
岩手県監査委員 中 野 玲 子

1（1） 監査対象機関名 岩手県立中央病院

（2） 監査実施日

ア 予備監査実施日 令和4年6月23日から同月24日まで

イ 本監査実施日 令和4年7月21日

（3） 監査結果の公表の日 令和4年9月2日

（4） 留意改善を要する事項及び措置内容

留意改善を要する事項	措置内容
上半期給食材料に係る契約保証金の還付に当たり、完了検査後相当期間経過してから還付しているものが1件、63,504円あったので、適正な事務の執行に努められたい。	預かり金整理簿登録時に還付時期が分かるよう文言を記載することとした。 また、毎月預り金整理簿の残高を確認し、契約担当と出納担当間で相互チェックを実施することとした。

2（1） 監査対象機関名 岩手県立久慈病院

（2） 監査実施日

ア 予備監査実施日 令和4年6月14日から同月15日まで

イ 本監査実施日 令和4年7月12日

（3） 監査結果の公表の日 令和4年9月2日

（4） 留意改善を要する事項及び措置内容

留意改善を要する事項	措置内容
委託業務の執行に当たり、債務の履行確認が不十分なものがあったので、適正な事務の執行に努められたい。	業務完了の際に報告書の提出について確認を行うこととした。
私用車公用使用届出簿の提出を受けずに、旅行命令を行っていたものがあったので、適正な事務の執行に努められたい。	私用車公用使用届について届出者の一覧を作成し、旅行命令時にチェックを行い、漏れを防止することとした。

3（1） 監査対象機関名 岩手県立中部病院

（2） 監査実施日

ア 予備監査実施日 令和4年6月16日から同月17日まで

イ 本監査実施日 令和4年7月13日

（3） 監査結果の公表の日 令和4年9月2日

（4） 留意改善を要する事項及び措置内容

留意改善を要する事項	措置内容
私用車公用使用届出簿の提出を受けずに、旅行命令を行っ	私用車公用使用届出簿をパスワード付共有ファイルで管

ていたものがあつたので、適正な事務の執行に努められたい。

理し、旅費作成担当者は届出が提出されているか確認した上で旅費命令票を作成することとした。

また、毎月末に課内回覧し、有効期限等に不備がないか複数人で確認することとした。